

鳥取県告示第 473 号

鳥取県収入証紙条例（昭和 39 年鳥取県条例第 9 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成 19 年 5 月 23 日	642	鳥取市片原三丁目 211	行政書士 平田矩久	鳥取市片原三丁目 211